

# 「新三大政策の推進」と 「町民の安全・安心」が最大のテーマ

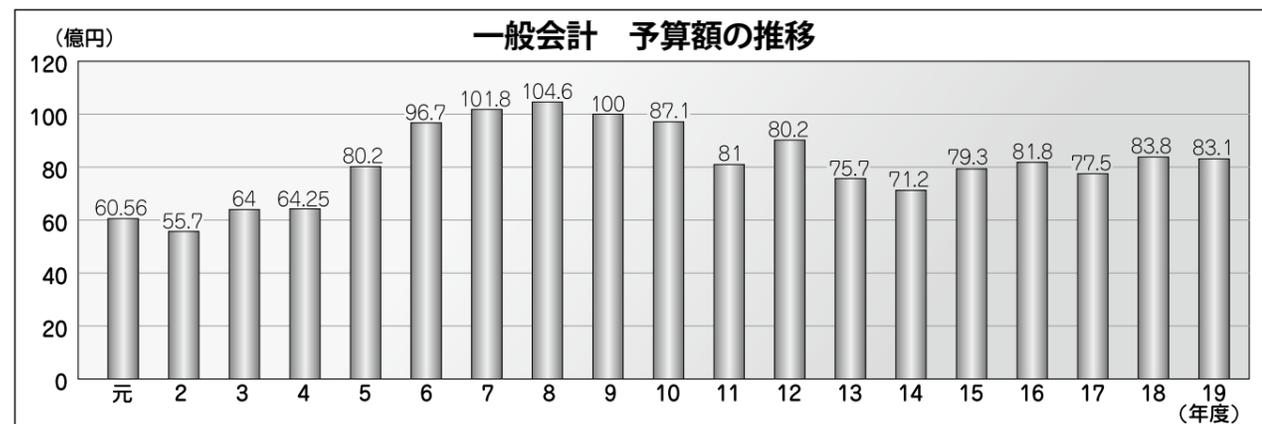
83億1000万円を計上 対前年度7000万円(0.8%)の減

## 歳入の主なもの

町税	25億5148万円
地方交付税	5億4300万円
国庫支出金	2億8023万円
都支出金	15億8124万円
諸収入	14億9196万円
町債	5億9620万円

## 歳出の主なもの

次世代育成クーポン事業経費	2億1555万円
後期高齢者医療制度準備経費	3168万円
町営住宅建設経費	1億9679万円
道路新設改良費(幸神12号線等)	4億3350万円
三吉野桜木地区整備経費	3億6064万円
汽関車バス(青春号)購入費	6991万円
(仮称)報徳地区コミュニティ建設工事等	5211万円
A(安全)・A(安心)大作戦事業経費	443万円



## 可決した19年度各会計予算

会計名	平成19年度 当初予算額	平成18年度 当初予算額	増減率	
一般会計	83億1000万円	83億8000万円	△ 0.8%	
特別会計	国民健康保険会計	14億6500万円	12億9400万円	13.2%
	老人保健会計	8億4600万円	9億8000万円	△ 13.7%
	受託水道事業会計	2億5500万円	3億9100万円	△ 34.8%
	下水道事業会計	10億900万円	15億2800万円	△ 34.0%
	介護保険会計	8億9000万円	8億3800万円	6.2%
計	44億6500万円	50億3100万円	△ 11.3%	
合計	127億7500万円	134億1100万円	△ 4.7%	

# 定例会

第1回定例会が3月6日から19日までの14日間の会期で開かれました。

定例会初日は予算上程・新設条例・条例改正・補正予算・契約案件など32議案が審議されました。2～3日目には10人の議員による行政全般に関する27項目の一般質問が行なわれ、さらに最終日には予算審査特別委員会に附託された新年度予算及び議員提出議案など11議案及び陳情3件が審議されました。

## 敬老金・生涯青春いきいき奨励金が

それぞれ引き上げられました。

日の出町敬老金支給に関する条例の一部を改正する条例及び日の出町生涯青春いきいき奨励金支給に関する条例の一部を改正する条例が賛成多数で可決されました。  
これにより今年から

敬老金と生涯青春いきいき奨励金の支給額が  
それぞれ5,000円ずつ増額されて  
敬老金 年額10,000円  
生涯青春いきいき奨励金 年額10,000円  
となりました。

〔注意〕 今回の改正により、生涯青春いきいき奨励金の目的が「ひので福祉村構想の施策の一環として、高齢者に生涯青春いきいき奨励金を支給し、在宅での生活を支援することにも、あわせて福祉の増進を図ることを目的とする。」と改正されましたので、生涯青春いきいき奨励金につきましては、特別養護老人ホームに入所されている方は本年度より支給対象外となりました。

## 〔参考〕 敬老金・生涯青春いきいき奨励金の支給要件

毎年9月15日において、次の要件を全て満たしている方に支給されます。

- ① 満70歳以上の方であること。
  - ② 住民基本台帳法及び外国人登録法の適用を受ける方であること。
  - ③ 日の出町の住民であること。
- なお、右記の全てを満たされている方でも、敬老金の支給期日の前日までに次のいずれかに該当するときは支給されません。
- ① 死亡されたとき。
  - ② 町外に転出されたとき。
  - ③ 生涯青春いきいき奨励金については、特別養護老人ホームに入所したとき。

# 条例改正

## 町職員の給与4%抑制を実施 特別職及び非常勤特別職の職員についても削減

日の出町「集中改革プラン」の推進に伴う町職員及び特別職の給与抑制に関する条例改正が全会一致で可決されました。また、町の非常勤特別職の職員の報酬削減に関する条例改正についても賛成多数で可決されました。

### 〔改正内容〕

- 町職員
- ① 給料月額額の4%を抑制  
(期間) 平成19年4月～平成22年3月までの3年間  
※これにより年額約3241万円が削減されます。
  - ② 管理職の管理職手当(15%)を10%に抑制(1年間)
  - ③ 扶養手当の支給範囲改正  
扶養手当の支給範囲を子、配偶者に限定

特別職 平成12年度より毎年度、給与の抑制を実施していますが、(町四役) ①19年度も引き続き給与の抑制を行います。

- ② 特別職の地域手当(給料月額額の11%)を廃止。

### 非常勤特別職の職員

効率的で透明な行政運営と健全な財政運営を推進するため、事務事業全般の見直しを図り、一般的に半額程度となりました。

また、地方自治法により町の執行機関として設置されている教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会の委員については報酬額の変更は行わず、特別職と同様に、平成19年4月1日～平成20年3月31日までの間、報酬の8%を減額することになります。